

令和5年度 省エネ対策用機器等導入に関する補助事業実施要領
(アイドリングストップ支援機器)

東ト協業交発第28号
令和5年4月6日
一般社団法人東京都トラック協会

1. 定義

省エネ対策用機器とは、運行データ分析装置の「エコドライブ管理システム（EMS）機器」（以下「EMS」という。）、「ドライブレコーダー（DR）機器」（以下「DR」という。）、「蓄熱マット等のアイドリングストップ支援機器」（以下「アイドリングストップ支援機器」という。）並びに環境タイヤ（リトレッドタイヤ）をいい、省エネ・地球温暖化防止対策のため、CO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、エコドライブの実施、アイドリングストップの励行など排出抑制・再利用・省資源化を支援するもの。

2. 交付要綱

「省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱」のとおり。

3. 予算

125万円（全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）分を含む。）

4. 補助対象機器

東ト協会員事業者が使用する使用の本拠の位置が「東京都内」の事業用貨物自動車に本年度、初めて導入（装着）する以下に掲げる別表「対象機器一覧」に定める機器。

- 1) 蓄熱マット等
- 2) エアヒータ
- 3) 車載バッテリー式冷房装置

5. 補助予定台数

アイドリングストップ支援機器 25台（予定）

※補助台数は1社合わせて5台まで。（補助数制限）

※導入（装着）車両1台につき、複数のアイドリングストップ支援機器を導入（装着）した場合でも、補助対象となるのは、機器1台分のみとする。

但し、全ト協分と東ト協分は、1台でそれぞれの補助を受けることができる

6. 補助金額

- 1) 蓄熱マット等 (東ト協) 10,000円 (上限)
- 2) エアヒータ (全ト協) 60,000円 (上限)
- 3) 車載バッテリー式冷房装置 (全ト協) 60,000円 (上限)

※いずれの機器も購入価格の金額（税別）の2分の1額（千円未満切り捨て）または上限額のどちらか低い額。

7. 申請受付期間

令和5年6月1日（木）から令和6年2月29日（木）必着

※但し、上記期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

8. 提出書類

①「令和5年度アイドリングストップ支援機器導入補助金交付申請書（兼請求書）」
（様式1）

②「車両別請求内訳」（別紙1）

③車検証（令和5年以前に発行）（写）、もしくは車検証記録事項証明書※（写）

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力（印刷）のうえ、添付（提出）すること。

（1）購入時添付書類

④請求書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）

⑤領収書（写）

※インターネットバンキングの書類は不可

（2）リース時添付書類

⑥リース契約書（写）

⑦見積書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）

⑧事業者への受領を確認できるもの

※借受証（写）、引渡書（写）、またはそれに相当する書類の写し

（3）全ト協補助分申請時添付書類

⑨誓約書（別紙）

9. 申請（請求）対象者

（1）補助対象要件

下記①～⑦の要件を全て満たし、⑧もしくは⑨を満たす場合に限り、本補助事業の助成対象とする。

①別表「対象機器一覧」の掲載機器であること。

②令和5年4月1日～令和6年2月29日の期間内に装着し、支払いが完了していること。

③装着車両は、会員事業者が使用する「東京都内」が使用の本拠の会費対象の事業用貨物自動車であり、会費の未納が無いこと。

④過去に購入した種別の機器での補助を受けてない車両であること。

※全ト協分補助を過去に申請した車両で東ト協分の申請をする場合、もしくはその逆での申請の場合も可能。

⑤本年度本補助事業に申請していない車両であること。

⑥昨年度（令和4年度）アイドリングストップ支援機器の導入補助を受けた車両について、1年を経過していること

⑦補助を受けた後、一定期間内に廃車の予定が無いこと。

⑧蓄熱マットの導入方法が購入（割賦、レンタル、中古は対象外）であること。

⑨エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置の導入方法が購入、またはリース（割賦、レンタ

ル、中古は対象外) であること。

(2) 補助台数制限

導入(装着)車両1台につき、補助数制限をしているため、同一車両に複数のアイドリングストップ支援機器を導入(装着)しても、補助対象となるのは、1台分のみとする。但し、全ト協分と東ト協分は、1台でそれぞれの補助を受けることができる。

10. その他

- (1) 国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。
- (2) 本補助金受領後、退会若しくは、一定期間の間に省エネ対策用機器及び装着した車両を処分(転売等)する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。
- (3) 本補助制度において、要綱等で定める事項に違反および虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付又は交付決定を行わないものとする。

11. 適用期日

本要領は、令和5年度事業に適用する。